



台風15号により被害を受けた福浦・幸浦地区等の事業者に 向けた罹災証明書の発行窓口を設置します。

台風15号の影響で金沢区内臨海部の多くの事業所が被災したことから、福浦・幸浦地区等の事業者に対し、横浜市金沢産業振興センター内に罹災証明書の発行窓口を臨時で設置します。

1 設置期間等

令和元年9月19日(木)から令和元年9月27日(金)まで※¹
午前9時から午後5時まで

※¹ 9月22日(日)、9月23日(月)を除く。

2 実施場所(裏面案内図参照)

横浜市金沢産業振興センター2階(横浜市金沢区福浦1-5-2)

3 実施内容

罹災証明申請書の受付及び罹災証明書※²の発行

※² 罹災証明書とは、台風等で発生した浸水による建物や車両等の被害、暴風による屋根や壁等の損壊等の被害程度について現地調査等を行い、損害保険の申請や災害廃棄物の処理、税の減免申請等に必要な被害の内容を証明するものです。

4 案内図



【アクセス】金沢シーサイドライン「産業振興センター」駅から徒歩1分

お問合せ先		
消防局金沢消防署副署長	伊藤 正己	Tel 045-781-0119
金沢区総務課長	富士田 美枝子	Tel 045-788-7703